(会議開催日:令和4年2月18日)

令和3年度 第5回 上田市公共交通活性化協議会 次第

協議事項

(1) 市街地循環バス (赤バス・東コース) /オレンジバス (城下・塩尻コース)停留所移設について資

資料1

● 概要

上田市中央2丁目4820-1におけるマンション新築に伴い、長野県建築基準条例(以下)の定めにより、当該路線の運行経路上にある停留所の移設を要するため協議するものである。

長野県建築基準条例 第35条

自動車車庫(床面積が50平方メートル未満のものを除く。)又は自動車修理工場の敷地から道路への出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。ただし、運行の安全上支障が無いものとして知事が別に定める基準に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 交差点又は曲り角から5メートル以内の道路又は急坂の度悪露
- (3) 停留所、安全地帯、横断歩道(横断歩道橋及び地下横断歩道を含む。)、橋又は 踏切から10メートル以内の道路
- (2) 鹿教湯線 / オレンジバス(神川・神科コース)停留所名称変更について

資料 2

● 概要

バス停留所の名称を変更することにより、利便性の向上を図り、利用促進につなげることを目的とし協議するものである。

(3) 信州上田レイライン線の運賃設定の変更について

資料 3

● 概要

信州上田レイライン線は、観光客、市民の皆様に多く利用されており、更なる利便性の向上と利用促進を図るため、回数券で乗車出来るよう運賃設定の変更をするべく協議するものである。